岩内町地域公共交通計画の概要

1. 経緯

　令和３年３月３１日作成

　令和３年３月３１日公表

２．岩内町地域公共交通計画の区域

　計画の区域は、岩内町全域とします。

３．岩内町地域公共交通計画に関する基本方針

基本方針として、「１持続可能な公共交通の実現に向けた町内公共交通ネットワークの形成」「２公共交通利用促進・活性化に向けた取組の強化・充実」「３地域が一体となった取組の展開」「４広域移動を支える路線の維持・確保」の４つを掲げております。

町、地域住民、交通事業者、関係機関などの連携のもと、将来にわたり持続可能であり、かつ地域自らがデザインする公共交通の実現を目指してまいります。

４．岩内町地域公共交通計画の目標

　【基本方針１】持続可能な公共交通の実現に向けた町内公共交通ネットワークの形成

　　■５年度の目標【ＫＰＩ（重要業績評価指数）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 現状（R1年度） | 目標（R7年度） |
| 地域公共交通利用者満足度 | ‐ | 60％ |

　　※利用者満足度の指標は、アンケートで回答した公共交通利用者の中で

「満足」「どちらかと言えば満足」を選択した方の割合で判断します

　【基本方針２】公共交通利用促進・活性化に向けた取組強化・充実

　　■５年度の目標【ＫＰＩ（重要業績評価指数）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 現状（R1年度） | 目標（R7年度） |
| いわない循環バス「ノッタライン」年間利用者数、運賃収支率 | 年間利用者数：42,540人運賃収支率　：22.7％ | 年間利用者数：45,000人運賃収支率　：25.0％ |

　【基本方針３】地域が一体となった取組の展開

　　■５年度の目標【ＫＰＩ（重要業績評価指数）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 現状（R1年度） | 目標（R7年度） |
| 地域が一体となって実施した事業数 | ‐ | ３事業 |

　【基本方針４】広域移動を支える路線の維持・確保

　　■５年度の目標【ＫＰＩ（重要業績評価指数）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 現状（R1年度） | 目標（R7年度） |
| 路線バス公的負担額 | 雷電線　：1,411千円神恵内線：1,464千円小沢線　：　‐ | 補助金額＋50％以内 |

　　※雷電線、神恵内線については、R1補助年度＋50％以内

　　　小沢線については、補助開始年度の金額の＋50％以内　とします

５．事業の概要及び事業の実施主体

　・円山地域乗合タクシーの運行（岩内町）

　・町内路線網の検証・再編の実施（岩内町、運行事業者）

　・クロスセクター効果の検証（岩内町）

　・アンケートＢＯＸの設置（岩内町）

　・地域公共交通維持・改善に向けた新たな調査票の検討

　・「バス・タク乗ってガイド（仮称）」の作成（岩内町）

　・「バス・タクチャレンジライド!!（仮称）」等の実施（岩内町、運行事業者）

　・有料広告の設置（岩内町）

　・キャッシュレス決済の導入（岩内町）

　・運転免許返納者に対する取組の検討（岩内町、運行事業者）

　・ノーカーデーの実施（岩内町）

　・商店街連合会との連携（岩内町、運行事業者、商店街連合会）

　・観光面におけるハイヤー・タクシーとの連携（岩内町、運行事業者、観光施設等）

　・既存施設との連携（岩内町、運行事業者、各施設）

　・地域公共交通活性化基金の設置（岩内町）

　・路線維持のための運行補助の実施（岩内町）

　・公共交通による市町村情報の発信（岩内町）

６．地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

　　事業の実施においては、常にPlan（事業計画）・Do（実施）・Check（評価）・Act（改善

点の抽出）のＰＤＣＡサイクルにより計画を推進し、必要に応じて事業内容の見直しを

行うものとします。具体的には、毎年度末に計画登載事業に係る達成状況を岩内町地域

公共交通活性化協議会内で審議し、Ａ～Ｅまでの５段階で評価します。

【Ａ～Ｅまでの評価】

　Ａ・・・順調に推移している

　Ｂ・・・ほぼ順調に推移している

　Ｃ・・・やや遅延している

　Ｄ・・・かなり遅延している

　Ｅ・・・達成困難

各登載事業において、Ｅ（達成困難）と評価された場合、当該事業の課題点、問題点

について協議し、事業内容の見直しを行います。また、登載事業が順調に推移し、２年

度連続でＫＰＩ（最重要業績評価指数）を達成した場合は、新たな目標値を設定し、

その達成に向けた取組を進めます。達成度等を指標化しづらい事業内容も含まれますが、

より良い取組へ向けて事業の検証を行うものとし、必要に応じて計画全体の見直しを行

います。

７．計画期間

　令和３年度～令和７年度

８．法第６条に定める協議会の有無

　有（平成２６年２月２５日、名称：岩内町地域公共交通活性化協議会、構成員：２５名）

９．法第５条１０項に定められている関係者との協議

　令和３年３月２６日

10．法第５条第７項に定められている利用者の意見の反映

　・岩内町地域公共交通活性化協議会に以下の団体からメンバーが参画し、24回にわたって協議会で議論を行いました。

　　　・岩内町社会福祉協議会

　　　・岩内町老人クラブ連合会

　　　・岩内町身体障害者福祉協会

　　　・岩内女性の会

　　　・岩内商工会議所　中小企業相談所

　　　・いわない商店街連合会

　　　・岩内観光協会

　・パブリックコメントを令和３年２月８日から令和３年３月９日まで行った結果、計７件の意見がありました。全て、既存の公共交通の運行に関するものであり、計画と趣旨が同様のもの、今後の施策の進め方等の参考とするもの、として整理しました。

11．その他

　・法第７条による提案　→　無

　・国の支援制度の活用　→　地域内フィーダー系統確保維持事業